富田林市教育委員会会議録

(令和4年度12月定例会)

令和 4年 12月 22日開催

富田林市教育委員会

1 開催日時 令和4年12月22日(木) 午後2時00分~午後3時15分まで

2 場 所 富田林市役所 3 階 庁議室

3 出席委員 教育 長 山口道彦

教育長職務代理者 水本 哲也

委 員 山元 直美

委 員 森田 幸介

事 務 局 教育総務部長 石田 利伸

生涯学習部長 音羽 伸彦

教育総務部次長 重野 好信

生涯学習部次長兼文化財課長 柳田 兼利

教育総務部次長兼教育指導室長 西岡 隆

教育総務課長 木下 治彦

学校給食課長 松葉 邦明

生涯学習課長 坂本 篤史

公民館長 大前 靖

中央図書館長 山本 一夫

金剛図書館長 道籏 秀

教育指導室参事 西川 潤

谷塚 昌彦

教育総務課長代理(書記)

4 公開の有無 公開

5 非公開の理由 -

6 傍 聴 人 数 1人

7 所管部署 教育総務部教育総務課

8 議事等の内容

木下教育総務課長

それでは、議事に入ります前に、事務連絡から始めさせていただきます。まず、 次回の教育委員会会議の開催日程でございますが、令和5年1月26日(木)の午 後2時から、市役所庁議室での開催を予定しております。それでは、本日の議事日 程をご説明させていただきます。お手元の議事日程をご覧ください。

日程第1につきましては、会議録署名委員の指名について、でございます。

日程第2につきましては、先月、11月定例会の会議録の承認でございます。

日程第3につきましては、教育長報告でございます。今月は、教育委員会の後援名義承認申請のあった行事について、「教育委員会顕彰」感謝状について、「地域総合拠点の開設」について、令和5年はたちのつどいの開催について、屋根外壁等工事に伴う富田林市立金剛公民館・図書館の臨時休館について、令和4年第4回(12月)富田林市議会定例会の報告についての6件でございます。

日程第4につきましては、教育委員会の議決を経るべき議案でございます。今月は、令和5年度全国学力・学習状況調査についての1件でございます。

それでは、教育長、開会をよろしくお願いいたします。

山口教育長

それでは、令和4年度12月定例教育委員会会議を開会いたします。

まず、日程第1、会議録署名委員の指名について、今月は森田委員よろしくお願いいたします。

森田委員

よろしくお願いいたします。

山口教育長

続きまして、日程第2、会議録の承認について、先月11月定例教育委員会の会議録について確認していただきまして、何か訂正、付け加え等はございませんか。

特に無いようですので、会議録については承認とさせていただきます。

続きまして、日程第3、教育長報告に移ります。今月は6件の報告がございます。報告第19号、教育委員会の後援名義承認申請のあった行事について、今月は新たに承認申請のあった行事はございません。これまで承認したことのある行事について何かご質問等はございませんか。

特に無いようですので、報告第19号につきましては、これで終わります。

続きまして、報告第20号、教育委員会顕彰 感謝状について、教育総務課から 説明をお願いいたします。

木下教育総務課長

それでは、報告第20号、教育委員会顕彰感謝状について報告申し上げます。報告第20号の功績調書をご覧ください。

この度、こどもの安全見守り活動を 10 年以上続けてこられた方が大伴小学校区 において 14 名いらっしゃいましたので、その功績をたたえ、富田林市教育委員会 顕彰規定に基づき、感謝状を贈るものです。以上で、ご報告とさせていただきます。

山口教育長

ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。

特に無いようですので、報告第20号につきましては、これで終わります。次 に、報告第21号、地域総合拠点の開設について、引き続き教育総務課から説明を お願いします。

木下教育総務課長

それでは、報告第21号、地域総合拠点の開設について、報告申し上げます。報告第21号をご覧ください。

来年1月より、富田林小学校、久野喜台小学校、寺池台小学校、向陽台小学校、 彩和学園明治池中学校5校の余裕教室等を「地域総合拠点」として整備し、供用開始する運びとなりましたので、ご報告申し上げます。

各開設校の位置図につきましては資料2枚目下段のマップのとおりとなります。 各教室の整備内容につきましては、学校運営への支障、学校現場への負担をかけない機械警備改修を中心とし、空調機器、照明器具のLED化整備をしております。

続きまして、使用にあたってのルールです。学校、地域、家庭及び行政が連携・協働して子どもたちの成長を支える場として活用することにより、地域の主体的かつ継続的な交流を図り、もって地域福祉及び生涯学習の充実並びに地域が抱える課題の解決に寄与することを目的とし無料開放します。開設時間は、12月27日から1月7日以外の午前9時から午後9時までとします。

対象とする団体は、この目的に賛同し、かつ、本校区内で活動する団体としています。

団体登録・予約方法につきましては、地域総合拠点団体登録届出書により教育委員会に登録を行い、登録が完了した団体は、施設使用予約書を用いて学校長の承認を得たうえで使用の予約を行います。

なお、営利目的、宗教や政治的な活動といった学校教育上に支障があると判断した場合、利用はできません。

続きまして、今後の予定についてですが、1月の市広報及び市ウェブサイトにて 供用開始の周知をし、団体登録の受付を開始していきます。最後に愛称についてで すが、みなさんが気兼ねなく集まっていただける空間をイメージして「みなよる」 とし、2枚目資料上段のものをロゴマークとしましたのでよろしくお願いいたしま す。12月議会定例会におきましても一般質問を受けておりますので、後ほど、報 告第24号にて詳細のご説明をさせていただきます。

以上で、ご報告とさせていただきます。

山口教育長

ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。

南 委 員

これは12月27日から1月7日までの期間以外は、土日平日等関係なく、午前9時から午後9時まで開放するということですか。

木下教育総務課長

はい、その通りでございます。

南 委 員 木下教育総務課長

子どもたちが学校に来ている時間帯も外から入ってこられるということですか。 はい、予約内容に問題がなければお貸しすることになりますので、平日でも利用 される方が出てくると思います

南 委 員

地域総合拠点として開放することに反対というわけではありませんが、子どもた ちの安全面や防犯対策については、気を遣うところですよね。

木下教育総務課長

そうですね。後ほど報告第24号、令和4年第4回(12月)富田林市議会定例会の報告についてでも言及いたしますので、その際に詳しくご説明させていただきま

す。

山口教育長

ちょっと補足させていただきますと、利用団体として登録してもらう際に、団体の構成員についても把握させていただくことになりますし、学校長の承認を得た上で使用予約を行っていただきますので、不定期に不特定多数の方が来られるというようなことにはなりません。そのあたりについては、十分留意しながらやっていかないといけないと思っています。それでは、他にご質問等はよろしいでしょうか。

それでは、報告第21号につきましては、これで終わります。次に、報告第22号、令和5年はたちのつどいの開催について、生涯学習課から説明をお願いします。

坂本生涯学習課長

それでは、報告第22号、令和5年富田林市はたちのつどいの開催につきまして、 ご説明をさせていただきます。

はたちのつどいは、20歳を迎える方にとって一生に一度の大きな行事であることから、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で、概ね昨年度と同様の方式で開催いたします。それでは、資料に沿って、概要のご説明を申し上げます。

4. 開催日時でございますが、令和5年1月9日(月・祝)、午前10時30分から11時まで、所要時間は30分の予定です。5. 会場ですが、すばるホールでの開催を予定しております。6. 対象者ですが、生年月日が平成14年4月2日から平成15年4月1日までの方で、本年11月1日現在、本市の住民基本台帳に記載されております合計1,192人に、はたちのつどいのご案内をお送りしました。例年同様、7割程度の出席率として、830人程度の参加を見込んでおります。

それでは7. プログラム のご説明を申し上げます。10時30分の開式までのお時間は、市内各中学校の吹奏楽部による演奏映像を流し、参加者に見ていただきます。司会者による(1)開式のことばに続きまして、(2)の国歌斉唱につきましては、録音の君が代を場内に流します。(3)の市歌斉唱は、富田林市少年少女合唱団による映像を流します。いずれも、昨年からの変更はございません。(4)市長式辞以降、(9)閉会のことばまで、こちらも昨年からの変更はございません。

ページをめくっていただきまして、8. 記念品ですが、これも昨年と同様、牛革製の名刺入れと、不織布の市オリジナルマスクをお渡しします。

続きまして、9. 新型コロナウイルス感染防止対策ですが、こちらも昨年とほぼ 同様でございます。昨年と違う点としましては、今年は大ホールの定員が本来の 800人に戻っておりますので、大ホールと小ホールで全員収容できると想定してい ますが、念のため、3階展示室も用意しております。なお、大ホールでの式典の映 像を、小ホールや展示室でも見て頂けるよう中継で流します。

10. 年次別出席状況につきましては、資料のとおりでございます。なお令和3年以降につきましては受付を廃止しましたので、出席者の男女の内訳は把握できておりません。以上でございます。

山口教育長

ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。

特に無いようですので、報告第22号につきましては、これで終わります。次に、報告第23号、屋根外壁等工事に伴う富田林市立金剛公民館・図書館の臨時休

業について、金剛図書館から説明をお願いします。

道籏金剛図書館長

それでは、報告第23号、屋根外壁等工事に伴う富田林市立金剛公民館・図書館の臨時休館について、ご説明いたします。

金剛公民館図書館は、公共施設再配置計画における建物方針を維持としていることから、耐用年数 60 年以上の確保を目的とした長寿命化のため、屋根外壁改修工事を実施します。

工事の概要は、雨漏りによる躯体の劣化を防止するために、屋根の防水工事と、現行のトップライトを撤去し更新します。加えて窓枠サッシ改修、外壁タイルの剥落防止加工、そのほかスロープの屋根、床改修などを実施します。

工事期間は令和4年12月12日月曜日から令和5年3月31日金曜日です。工事期間中、特に、窓枠サッシとトップライト改修の際は館内に足場を設置し、窓ガラスを一時撤去します。この工程において、利用者の安全確保のため2月1日水曜日から2月28日火曜日まで臨時休館させていただきます。

次に、臨時休館中の利用者対応につきましては、金剛公民館では臨時休館期間のお問い合わせについては、貸館業務及び講座内容に関する電話でのお問合せやインターネットの貸館予約は通常通り対応します。

金剛図書館では、予約資料の受け渡しを月曜を除き午前10時から午後6時の間、玄関前広場にて対応します。電話でのお問合せや予約、インターネットでの予約は通常通り対応します。

最後に利用者への周知方法といたしまして、館内への掲示のほか、広報誌1月号および市ウェブサイトへの掲載、ラインやフェイスブックで発信します。金剛公民館のクラブ団体については事前にお知らせを送付し、図書館では資料貸出手続きの際に貸出明細レシートに休館時の対応を印字してお知らせします。

以上で説明とさせていただきます。

山口教育長

ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。

特に無いようですので、報告第23号につきましては、これで終わります。最後に、報告第24号、令和4年第4回(12月)富田林市議会定例会の報告について、資料1より順次簡潔に説明をお願いします。ご意見・ご質問につきましては全ての説明が終了した後に一括してお聞きします。

木下教育総務課長

それでは、報告第24号、令和4年度第4回(12月)富田林市議会定例会について、ご報告申し上げます。資料1をご覧ください。

自由民主党、西川議員からの代表質問です。質問の趣旨は資料のとおりでございます。

今年度、富田林・新堂・喜志・錦郡・東条の各小学校は150周年を迎えました。 旧耐震基準で建築され、耐震補強が必要と認められた校舎・屋内運動場は、阪神 大震災を教訓に平成9年から平成26年の間に全ての学校で耐震補強工事を行い、 健全性が確保されています。

続いて、学校教育施設長寿命化計画の進捗及び今後の課題と展望につきましては、老朽化状況調査で「早期の対応が必要である(D評価)」と判断された施設を

優先的に改修し、「広範囲に劣化(C評価)」と判断された施設についても安全性に問題があると判断した場合は、併せて事業実施しています。今後も学校教育施設の維持・更新にあたっては、トータルコストの縮減、予算の平準化を図りながら効率的・効果的に進めていくとお答えしております。

続きまして、現在の小中学校のトイレ改修についてお答えいたします。学校のトイレは、平成13年度から洋式化改修、乾式化改修など快適なトイレ環境の整備を進めました。現在は、LED照明の採用による省エネ化、自動水栓等非接触型器具等の採用による感染症対策を行い、更に今年度からは災害時の避難場所となる屋内運動場のトイレにも洋式便器の設置を進めています。

また、現在のトイレ洋式化率は、小学校は37.9%、中学校は38.2%で、今後も 学校からの要望や意見も参考にしながら引き続き、計画的に快適なトイレ環境の整 備に取り組んでいくとお答えしております。

最後に小中学校全体の空調整備状況や今後の計画展望についてお答えいたします。 府内 43 自治体の小中学校屋内運動場の空調設置状況につきましては、令和 4年 9月の時点で、100%設置が 12 自治体、一部設置が 13 自治体、未設置が 18 自治体です。

また、小中学校すべての普通教室や支援教室、音楽室・パソコン室・図書室などの特別教室については空調の整備が完了していますが、その他の特別教室や屋内運動場ついては未整備の状況となっています。

すべての学校施設に空調設備を整えるには、整備後の維持管理費用など様々な課題があり、中でも財源の確保が大きな課題で、補助金制度の活用等が不可欠となることから、その時の情勢に応じた最適の選択を行いながら、空調整備について引き続き調整し、子どもたちの健康を守り、より良い教育環境の整備に努めていくと結んでおります。

続いて、資料2をご覧ください。大阪維新の会・無会派の会、伊東議員からの代表質問です。質問の趣旨は資料のとおりでございます。

先ほどご報告させていただきました地域総合拠点開設にあたって、ここでは経緯 や今後の展開について質問されておられます。

児童生徒数の減少が進むなか、余裕教室の活用を図るために、地域の活動拠点の場として、余裕教室の活用を再検討する必要性があるとの考えのもと、令和4年3月に指針の改定を行いました。

今年度はその指針に基づき、条件の整った富田林小学校、久野喜台小学校、寺池 台小学校、向陽台小学校、彩和学園明治池中学校の5校を整備するに至りました。

続いて、安全性の担保です。児童生徒をはじめ学校施設内の安全確保は最優先となることから、施設面の動線については安全面の視点から十分に考慮するとともに、非常時における連絡体制、協力体制を整えていきます。また、団体登録時にはきちんと説明を行ったうえで、安全安心に利用してもらえる働きがけを行っていきます。

施設整備については、学校現場とヒアリングを行い、学校運営への支障、学校現場への負担をかけない機械警備の改修を中心とした各教室の整備をしていますが、

今後利用される団体様には、条例等のルール遵守を前提とした施設利用のご協力を お願いしていくとお答えしております。

最後に、地域総合拠点の整備については、余裕教室活用指針に基づき、当該学校と十分な協議を行ってうえで転用を図り、他の学校区にも順次広げていく予定であると結んでおります。以上、ご説明とさせていただきます。

西岡教育総務部次長

続きまして、資料3をご覧ください。ふるさと富田林、坂口議員からの代表質問です。質問の主旨は資料のとおりでございます。

答弁といたしましては、まず、学校以外の学びの場や居場所情報を周知するためのリーフレットを令和2年度に作成したことやその活用状況、さらに、校内適応指導教室の利用状況を説明いたしました。また、ICTの活用につきましては、ハイブリッド型授業をはじめ様々な方法を準備していることやその周知方法、現在の取組み状況等をお答えし、スクールカウンセラーによるオンライン面談につきましても、児童生徒のニーズに応じて実施できるよう検討するとお答えしております。最後に、フリースクールへ通う児童生徒への補助制度につきましても、調査の状況をお答えし、既存の制度の見直しやより柔軟な適用を含め、具体的な支援につながるよう検討していくと結んでおります。

資料4をご覧ください。公明党、草尾議員からの代表質問です。質問の主旨は資料のとおりでございます。

答弁といたしましては、本市での通級指導教室の設置状況についてご説明し、通級指導教室では通常学級に在籍しながら、一人ひとりの状況に応じた指導を週に1回から数回実施していることやその中での具体な取組みをお答えしております。また、児童生徒の希望に沿った通級指導の課題とその対応といたしましては、通級指導教室が未設置の学校もあるため、府に設置数を増やせるよう要望していることや、人材育成の課題等を挙げ、人材育成にあたっては特別支援教育士等の資格を持つ教員を指導的立場として学校に派遣したり、担当教員の研修を実施したりする等、より効果的な方法を検討していくと結んでおります。

資料5をご覧ください。同じく公明党、草尾議員からの代表質問です。質問の主旨は資料のとおりでございます。

答弁といたしましては、ディスレクシアの傾向のある児童生徒の状況等についてお答えし、1人1台端末の活用については、板書の撮影やキーボードを使って文章を入力すること、デジタル教科書のルビ振り機能等の活用に加え、デイジー教科書の利用による音声読み上げや読み上げ速度の調整や、ハイライト表示等の機能を活用していることをご説明しております。さらに、理解促進のための取組みといたしまして、入学説明会等で保護者向けに、学校での支援のあり方について説明したり、市民向けにディスレクシアや発達障がい等について講演会を実施したりしていることをお伝えし、リーフレットも有効に活用し、児童生徒や保護者への周知・啓発に取り組んでいくと結んでおります。

資料6をご覧ください。同じく公明党、草尾議員からの代表質問です。質問の主旨は資料のとおりでございます。

答弁といたしましては、がん教育について、本市では保健の時間等で教員により

実施しており、外部講師などの活用は、令和元年度までは、一部の学校で実施していた状況をご説明いたしました。また、大阪市の小中学校を中心に実践されている「生きる教育」について、本市では人権教育を中心に自己肯定感を育み、自分と相手を大切にする方法を学べる教育として取り組んでいることや、性教育やキャリア教育における具体的な取組みについてご説明しております。その上で、今後も本市が大切にしている人権教育を中心に「生きる教育」の好事例を参考にしながら、自分も人も大切にできる子どもの育成を推進してまいりたいと結んでおります。

資料7をご覧ください。同じく公明党、草尾議員からの代表質問です。質問の主 旨は資料のとおりでございます。

答弁といたしましては、現在、本市では、メール配信システム会社が提供するサービスを多くの小学校で利用していることや、そのしくみについてご説明しております。また、議員ご提案のシステムのメリットについての認識をお答えし、活用にあたっては費用負担や保護者への周知も必要となることから先進的な取組みを参考に調査研究を進めていくと結んでおります。

木下教育総務課長

続いて、資料8をご覧ください。日本共産党、岡田議員からの代表質問です。質問の趣旨は資料のとおりでございます。

今後は、市立幼稚園・保育所のあり方基本方針の策定後、速やかに幼稚園のトイレ洋式化に向け、取組みを進めていくことと、保育室へのエアコン設置については今月中に全て完了する予定であるとお答えしております。以上、ご説明とさせていただきます。

松葉学校給食課長

続きまして、資料9をご覧ください。日本共産党、岡田議員からの代表質問で す。質問の趣旨は、資料のとおりでございます。

答弁としましては、学校給食無償化の実施には、経常的に大きな財源を要することや、中学校では、提供可能な食数を確保するための整備も必要となるなどの課題もございますが、保護者の負担軽減を図る効果的な施策について、引き続き研究していくとお答えしました。以上でございます。

西岡教育総務部次長

資料9の(5)の答弁といたしましては、令和2年4月から、大学生等を対象とした授業料の減免や給付型奨学金制度が文部科学省により創設されましたことから、これまで行ってきた奨学金説明会や相談窓口の機会を通じて周知を図っていくとお答えしております。

柳田生涯学習部次長

資料 10 をご覧ください。中山議員からの個人質問です。質問の主旨は、資料の とおりでございます。文化財課は(3) だんじりという伝統文化をどのように認識 しているのかと問われました。

答弁といたしましては、南河内地域に受け継がれている秋祭りは、古くは江戸時代から五穀豊穣を祝う行事として、それぞれの地域が現代まで、受け継がれてきた地域固有の伝統文化である。と述べ、伝統文化を継承しつつも、各地域が工夫をこらし、だんじりの装飾など、その時代に合った祭りへと、歴史を積み重ねてこられたと認識していると続けました。

更に、時代時代に合せたものに変化していくことも、南河内地域固有の伝統文化 の特色のひとつであり、郷土愛の醸成に繋がるものであると考えている。と結んで おります。以上でございます。

坂本生涯学習課長

続きまして、生涯学習課から報告させていただきます。資料 11 をご覧ください。 中山議員の個人質問です。質問の趣旨は、資料のとおりでございます。

答弁としましては、まず、とんだばやし発見出前講座の実施目的を述べた上で、 生涯学習の理念を規定する教育基本法第3条を踏まえ、「政治的教養は、教育上尊 重されなければならない」とする教育基本法第14条第1項は、生涯学習にも及ぶ ものと考えていること、その一方で、教育における政治的中立性確保の観点から、 所定の政治教育や政治活動について制限する同条第2項にも十分に配慮する必要が あるという教育基本法の解釈をお答えいたしました。

そのうえで例えば、とんだばやし発見出前講座と併せて申請者が独自にイベントを実施するような場合に、その開催の場所、時間帯、独自イベントの内容、広報の方法等によっては、これらを一連のものとしてその全体が政治的な目的を持つものであるととらえ、あたかも本市が政治的な活動に関与しているとの誤解が生じるおそれがあることを述べました。

そして、このような誤解を市民に与えることが、教育基本法第 14 条第 2 項の趣旨に反するものであり、本市としましては、このような場合の講座の実施は控えざるを得ないと考えていること、講座の実施を許可しない場合の一つとして「政治・宗教又は営利を目的とするおそれのあるとき」と規定するとんだばやし発見出前講座実施要綱第 8 条第 1 項第 2 号の規定は、教育基本法第 14 条を十分に踏まえたものであり、これに抵触するものではないと考えていると結んでおります。

その上で議員から、今回の出前講座の取消決定については市長の裁量権の濫用との指摘と、本年9月12日施行の富田林市地域総合拠点事業実施要綱の第6条で、使用の禁止として、特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し特定の候補者を支持する活動をするとき、と規定されていることを引き合いに、とんだばやし発見出前講座実施要綱第8条第1項第2号の規定をなぜ維持するのかとの趣旨の再質問を受けましたが、それに対しては、特定の議員による活動に対し本市が関与しているかのような誤解を市民のみなさまに与えかねないとのおそれがあったことから、とんだばやし発見出前講座実施要綱の「政治、宗教又は営利を目的とするおそれがあるとき」に該当すると判断し、出前講座の実施を取り消したものであり、裁量の逸脱・濫用はないという見解を述べ、また公共施設の使用許可に関する規定と、行政サービスの提供に関する規定を同一する必要はないと考えている、とお答えしております。以上でございます。

山口教育長

はい、ありがとうございました。それでは、全体を通してご意見、ご質問等はご ざいませんか。

南 委 員

資料1のトイレの洋式化率について、これは教職員用のトイレも含まれているのでしょうか。

木下教育総務課長

学校施設については、すべてのトイレを洋式化する方向で進めておりますが、教職員用のトイレについては、まだそこまで至っていないというのが現状です。

南 委 員

子どもたちよりも先生たちの方が和式トイレを使うのに苦労されていると思いま す。運動会の視察で学校のトイレに案内された際にも驚きましたが、先生たちが毎 日このようなトイレを使用するのは大変だと思いますので、先に洋式化を進めてあ げて欲しいと思いました。

木下教育総務課長 山口教育長 山元委員

引き続き、順次改修を進めてまいります。

それでは、他にご意見、ご質問等はございませんか。

資料4の通級指導教室について、よろしいでしょうか。この取組み自体は30年ほど前に支援教育の一環として生まれたもので、南河内地区では河内長野市と大阪狭山市で1校ずつ導入されたのが始まりだったと記憶しています。言語指導等の専門的なことを中心に行うもので、本市では約10年前にスタートしたと思いますが、現在は小学校15校、中学校4校に設置されているとのことで、この10年間でここまで広げるにあたってものすごく教育委員会の努力があったんだなと感じ、感謝しています。

通級指導教室というと、なかなか皆さんには馴染みがないかと思いますが、子どもを支援学級に在籍させるのをためらわれる保護者の方でも、通級指導教室ならとおっしゃる方も結構多いんですね。子ども本人にとっても、その保護者の方にとっても、子どもの抱える課題を認識できるという意味で必要なワンステップなんだなと、通級指導教室を持つ学校の先生たちと話す中で、すごくそれを感じました。

以前は言語指導等の専門的な指導が中心でしたが、現在はLDやADHDの子どもたちも受け入れられ、通級指導教室として幅広いものとなり、子どもたちにとっても居場所ができたり、自分をクールダウンしたり、社会性を養うというすごく大事な場になってきたんだなというふうに感じています。子どもたちも保護者にとっても、通級指導教室のまずは自分の課題をしっかり受け止めるすごく大事なステップの場所だなと思っています。ただやっぱり増えれば増えるほど、指導者の先生たちの技術も求められると思います。答弁内でも、担当教員の研修の実施や、指導の充実が課題として挙げられていますが、是非とも、より一層、通級指導教室の拡充を進めていただきますように、よろしくお願いします。

山口教育長南 委員

ありがとうございます。それでは、他にご意見、ご質問等はございませんか。

資料2の地域総合拠点開設について、先ほども質問しましたが、この安全面のことでお伺いします。全国で小学校の校門を施錠することになったのは、大教大附属池田小事件がきっかけだと思います。その後、各校に警備員が配置されたものの廃止され、現在は施錠するだけになっていると思うのですが、地域総合拠点としての利用のために昼間の出入りを行う際には、校門を開放することになりますよね。その出入りの管理をどうするのでしょうか。また、現在も授業参観等の際には校門を開放していると思いますが、そういった場合にはどのような管理をされているのか、あわせて教えていただきたいと思います。

木下教育総務課長

地域総合拠点の利用に際しては、平日の場合は校門に責任者に立っていただき、配布した名札をつけている方の入場を確認していただくように学校に説明していくことになっております。新たな取組みということで、今後どうなるかわからない部分もありますが、支障が出てくるようであればその都度、安全性の確保に務めていくようにしてまいりますので、よろしくお願いいたします。

石田教育総務部長

現状、参観や運動会等の外部から人が入ってこられる際には、門に先生が立って 保護者専用の名札の確認を実施したり、行事の際にはあらかじめチケットのような ものを配布し、その確認を実施してから入っていただくというような工夫をしてお ります。

南 委 員

知らない間に入ってこられて中に隠れられているようなケースがやっぱり怖いというか、地域総合拠点として学校を使っていただくのは全然問題ないと思うのですが、門の鍵が開いているときの管理が懸念すべきところかなと思います。

木下教育総務課長

ご指摘いただいたことは、十分に受けとめて、対応できるようにしていきたいと 思っていますので、よろしくお願いいたします。

山元委員

今の件に関連しまして、自分がかつて勤めていた学校は、おそらくいちばん最初に先駆けとしてこういった地域への開放事業を行っていたところだと思います。そこで当時の私が何に一番悩んだかと言うと、南先生がおっしゃったような安全管理の面についてでした。

その当時は、子どもたちが学校に出入りする門と、学校を使われる地域の方々が出入りする扉が異なっていて、子どもたちが出入りする門の方は子どもたちの安全のために必ず閉めておく。その一方で、地域の方々が出入りする扉は、ある一定の時間帯は開きっぱなしの状態になっていました。それが自分の中ではすごく納得できず、地域の方々とも色々話し合いをさせてもらい、学校側の困っていることや、地域の方々のニーズをお互いに聞き合って解決はしたんですが、そういったことからも、やはり学校現場とのヒアリングが一番大事だと思うんですね。答弁内にも「学校と十分な協議を行ったうえで」と書いてありますが、お互いに良かれと思ってやっていることが上手くいかない場合もありますので、しっかりとヒアリングをしてお互いがいい方向で進めるようにお願いしたいです。

私が勤めていた学校の例では、地域の方々との関わり合いの中で、子どもたちもすごくいろんなことを教えてもらって成長もしました。これはすごくありがたいことだと思いますので、お互いにいい交流とするために、ヒアリングやルールの遵守を徹底していただきたいと思います。

また、学校にとって一番大事なのは子どもたちの安全確保だと思います。ですので、もし可能であれば、子どもたちが避難訓練を行う際、学校を使われている地域の方々にも参加していただけたら、避難時の動線等もわかって良いのではないかと思いますので、そういったことも検討していただければと思います。以上です。

木下教育総務課長 森 田 委 員

ありがとうございます。また参考にさせていただきます。

同じく、資料2について、条件が整ったということで選ばれた学校の「条件」の部分について、詳しく教えていただきたいです。また、平日の利用の際は、子どもの学習時間帯、授業中に音の問題等が出てくるのではないかとは思うのですが、例えば使われていない教室だらけの校舎の一角を使うのか、学習中の子どもたちがいる教室の近くを使うのかによっても変わってくると思われますが、そのあたりについては何か配慮があるのか、どういう取扱いとなるのかについて、可能であれば教

木下教育総務課長

えてください。

条件が整ったというところにつきましては、基本的には学校の方で、ここであれ

ば使ってもらってもいいであろうという余裕教室を選出していただき、改修整備を行いました。また、平日の授業中等の時間帯で、騒がしくなることが見込まれる団体行動をされるということであれば、基本的にはお断りするような形をとっております。なお、今回、地域総合拠点として開放を行う部屋の配置につきましては、学習教室からは離れた場所となっております。以上でございます。

山口教育長

土日や夜間等、できるだけ子どもたちがいない時間を地域の活動団体に使っていただくというのが第一の想定です。自治会の話し合いや、すこやかネットの話し合いの場として使っていただくというような形ですね。また、何か活動や作業をされる際に、自分たちで鍵を開けて入ってもらって、使用後に元通り施錠してもらうという、学校の教員の手を煩わせることのないようにしていただくということを大きな前提としています。ただ、先ほどから話題になっている子どもたちの授業中との兼ね合いにつきましては、以前実際にあって問題にもなりましたが、そのようなケースは学校としては認められないと。授業等に支障をきたさない活動での利用のみ、許可をさせていただくことになると思います。それでは、他いかがでしょうか。ご意見、ご質問等ございませんか。

山元委員

資料5の発達性読み書き障がい(ディスレクシア)について、デジタル教科書の機能について説明されていますが、10年ほど前はこういったことがデジタルではできなかったので、ディスレクシアの傾向のある子どもはとても大変だったと思いますが、ハイライト表示や読み上げスピードの調節もできる、ICTの活用で適切な支援を充実させることができるというのが、子どもたちにとってとても希望のある話だと思いました。今後の技術面での発展についても注視していきたいと思います、

山口教育長

2月の授業視察で、ぜひご覧になっていただきたいと思います。それでは、他に何かご意見、ご質問はございませんか。

水本委員

資料3について、市内にも一定数フリースクールを活用している児童生徒がおり、フリースクールと在籍する学校とで連携を行っているところだと思います。このフリースクールでの学習内容について、連携する学校はある程度確認・把握していることと思いますが、教育委員会事務局としては、どこまで実態を把握されていますか。

西岡教育指導室次長

お答えいたします。フリースクールと学校との連携ということを踏まえまして、 SSW がフリースクールに出向いて情報を収集したり、連携を深めていったり、そう いうふうな取り組みが進むように、教育委員会事務局としても支援を進めていると ころでございます。

水本委員

わかりました。ありがとうございます。

山口教育長

それでは、他に何かご意見、ご質問はございませんか。

南 委 員

資料 6 の中学校におけるがん教育について、私たちの時代にはなかったものだと 思いますが、今はもう普通にカリキュラムの中に入っているのですか。

西岡教育指導室次長

新しい学習指導要領になってから中学校保健体育の中に入っており、外部講師活用の際は、自分ががんになったらという以外に、例えば家族の中でがんを患われた場合に、家族はどういうことができるのかとか、そういった視点も含んだ教育を行っております。

山口教育長

それでは、他に何かご意見、ご質問はございませんか。

南 委 員

資料 10 の富田林だんじりの件について、安全管理というのは警察の業務ですよね。

栁田生涯学習部次長

そうですね。市役所は関係なく、警察の業務ですね。

南 委 員

市として何か行動した方がいいのでしょうか。

柳田生涯学習部次長

基本的に、だんじりの曳行に関しては各町会に責任者を置かれています。また、道路使用に関しては警察が許可を出しており、各町会が責任を持って実施しておられますので、市がそういった部分について指導するというような立場にはございませんが、だんじり自体は相当古い時代からある地域の伝統文化ですので、その保存や管理の方法について、地域と一緒になってやっていくという面では、我々が意見を述べられる、お願いできるところもあると、そういうふうに考えております。

南 委 員

私も市として各町会に指導等を行うことはできないとは思うんですけれども、今回こういった事故がたくさん起きてしまったので、例えばお伺いというか、注意喚起のような形で、各町会として今後どのような安全対策を検討されているのかといったことを、参考までに聞いておいてもいいのではないかと個人的には思いました。

柳田生涯学習部次長

富田林市は特にややこしいですけども、だんじりは各宮に分けられていて、お宮さんの中で、各町会の代表者、宮総代が集まられて、その年その年でいろんなルールを決めておられるんですね。過去に富田林でも事故があったんですけども、その年にはその宮の中で、こういう曳行していくというルールを決められて、そういうふうにやられてるんですね。それが富田林の場合は、河南町であったり、千早であったり、富田林の中にあったりと、宮の所在地がバラバラで、それを統括するというのは非常に厳しいです。ただ、唯一統括できるのが、警察の管内ということで、警察はそういう統括として、各許可の出すときにそういう情報というのを仕入れて、その情報によって許可をする、しないというのは決めておられるんですけども。警察も、道路交通法を守られてる以上は、許可を出さざるをえないという立場なので、それらのことから、いろんな情報というのは各町会、各宮に相談されて、いろいろなルールについて話し合われているというふうに、これは各宮からお聞きしているんですけども、なかなか公式の場で市がそういう情報を集めるということには至ってないというのが現状です。

山口教育長

よろしいでしょうか。ちょっと補足すると、直接の所管は、町総代会に補助金を出しますから、人権・市民協働課が一応、運営に入らせてもらっています。たとえばスピーカーの音が大きいとか、そういったご意見はやはり直接市に電話がかかってきますので、今回の事故のこともそうなんですけれども、できるだけそこで情報共有をしていただいて、それぞれの町会に周知していっていただくというふうなことは、ずっとやってきてるかなという感じですね。今、文化財の方が話ありましたけど、文化庁の方からの基金があるんですよね。

栁田生涯学習部次長

国の文化庁の方でそういう伝統的なお祭りなどに対する補助金っていうのがある んですね。それで富田林のそのだんじりの修理っていう部分でいうと、その補助金 が活用できるので、その取り次ぎの窓口を文化財課がやっているというところで、 今回この限定的な部分というところで、文化財の答弁という形だったんですけど も。

今回の事故の件につきましては、現在捜査中の案件ですので、我々にも全く情報というのが入ってきていない状態でして、現時点ではこれ以上どうしようもないところなんですが、今後、警察の捜査が進めば、一定の動きは出てくるかなとは思います。

山口教育長

ありがとうございます。それでは、他に何かご意見、ご質問はございませんか。 特に無いようですので、報告第24号につきましては、これで終わります。

続きまして、日程第4、教育委員会の議決を経るべき議案にうつります。今月 は、1件の議案がございます。議案第28号、令和5年度全国学力・学習状況調査に ついて、教育指導室から説明をお願いします

西川教育指導室参事

それでは、議案第28号、令和5年度全国学力・学習状況調査について、説明させていただきます。資料の議案第28号をご覧ください。

この度、文部科学省から、令和5年度全国学力・学習状況調査への参加に関わって、意向調査がまいりました。事務局といたしましては、令和5年度も資料の別紙1、別紙2の回答票のとおり、参加の方向で考えておりますが、ご審議をお願いしたいと思います。

次年度調査でございますが、教科に関する調査は、小学校で国語・算数となっており、中学校においては国語・数学に英語を加えた3教科の実施となっております。また、中学校の英語では「話すこと」調査について、一人一台端末を用いたオンラインによる解答方式で実施する予定となっています。以上でございます。

令和5年度の参加について、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

山口教育長

ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。

特に無いようですので、議案第28号につきましては、提案どおり議決とします。用意しておりました案件については、すべて終了となりましたが、各課の方から何か、ご質問、説明等ございましたらよろしくお願いします。

石田教育総務部長

資料としてお配りしております富田林市立幼稚園保育園のあり方基本方針という 資料があるかと思います。この基本方針については、子ども未来室と教育室指導の 方で合わせてこの間、検討して参ったものですが、今回、議会の方にもご提出させ ていただき、パブリックコメントをいただいて、今年度中には策定という方向で取 り組んでおります。

若干ご説明させていただきますと、14ページ、15ページを開いていただくと、 今年度幼稚園の方で、特に検討して参りました合同保育による集団、どのような規 模の集団が適切かという検証についての結果ということで、有識者のご意見もいた だきながら、15ページの③検証により得られた結果ということで、再配置する園の 規模は1クラス当たり概ね20人が望ましいと、こういう規模の園を設置してはど うかとご意見をいただいています。

例としましては、その下の図に書かれているような、3歳児については、担任というところに2人の印が付いているかと思いますが、そこを手厚く、こうしていっ

たらどうでしょうかというようなご意見をいただいております。次に、18、19ページですが、今回につきましては、基本的な方向性、方針ということなので、ここからのどういう規模、または内容をお示しして、スケジュールも出させてもらいました。なお、18ページの上①にも記載しておりますが、再配置に向けた具体的な取り組みについては、様々な要件を勘案し、令和5年度から速やかに進めますということで、具体的にどのような形の方針にしていくかにつきましては、令和5年度に具体的に、速やかに提示させていただきますと記載させていただきました。

同じく、20ページ、21ページにつきましても、保育園のあり方ということですが、具体的な方向性としては、こちらも①の、令和5年度から具体的な取り組みをお示しますということで、進めさせてもらうということで、基本的な方向性・方針を確定しました。

この内容につきましては、市ウェブサイトで今月28日から閲覧できるように し、来年に入りますが、1月4日から1月31日の間にパブリックコメントを実施し て、ご意見をいただくということになっております。

今後については、パブリックコメントのご意見をいただきながら、修正も含めて、今年度中に方針を策定していくという方向性となります。

また、委員の方からのご意見もありましたら、ウェブからでも構いませんし、直接でも何かご意見をいただけましたら、参考にさせていただきたいと思っております。

本方針については、最終的に3月23日に開催予定の総合教育会議でかけさせていただく予定です。以上でございます。

山口教育長

ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。

また、教育委員のみなさんもご一読いただき、ご意見をいただければと思いま す。次に、生涯学習部よりお願いします。

音羽生涯学習部長

生涯学習部よりご報告させていただきます。報告案件にもありましたように、1 月9日に「はたちのつどい」が、すばるホールで開催されますので、お休みのところ申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。

先ほど冒頭にもありましたように、文化芸術振興ビジョンを現在、策定をしているところでございます。こちらの方も、先ほど石田部長のお話にあったように、3 月の総合教育会議の方で、ご審議のお願いをさせていただきまして、4月にパブリックコメントを実施しまして、5月、6月ごろの策定を目指しております。

また、素案ができましたら事前に、各委員さんの方にお送りさせていただきます ので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

山口教育長

ありがとうございます。2月の駅伝の方はいかがでしょうか。

坂本生涯学習課長

駅伝ですが、参加チームを募集したところ、想定よりかなり少なく、参加チームが少ないと、各チームから参加費 8000 円を徴収しますが、それが減ることになりますので、大会の運営ができるかどうか、そこの収支のところがぎりぎりになっておりまして、現在各市で調整をしているところですが、最終的な実施の判断を 12 月中には決定しないといけないところではあるのですが、まだ、最終的な決定がな

されていません。

おそらく、足りない金額としては、そんなに桁外れに多いわけではないので、何とかやる方向で調整していると聞いておりますが、まだ決定には至っておりません。

山口教育長

今年度の担当は羽曳野市でしたね。

坂本生涯学習課長

はい、羽曳野市です。残念ながら、マラソンもこの間の天候不良により中止になってしまいましたので、何とか駅伝ぐらいはと思っているところです。

南 委 員

参加チームの減少は、やはり、コロナの影響でしょうか。

坂本生涯学習課長

コロナで何年か中止していた間に、やっぱり競技から離れてしまって、チームとして、もう成り立たなくなってしまっているってところも多いのではないかと思います。

過去に参加したチームには、ご案内は直接お送りもしていますので、知らなくて 参加しないわけではないと思います。ですので、来年度以降、またやっていくにあ たって、なぜ今年こんなに参加者が少ないのかを分析して、その上で、来年度どう いう方法でやっていくと安全に予定通り開催できるのか、その辺りはしっかり各市 町村で意見を寄せ合って、考えていかないといけないという提案は、私の方から申 し上げているところです。

南 委 員

今回、駅伝を開催しますという告知は、いつごろからされたのですか。

坂本生涯学習課長

11月の初め頃からだったと思いますが、11月の1ヶ月間は募集期間として、各市の広報誌にも掲載しましたし、ウェブサイトのほか、SNS等でも情報発信をさせていただいておりました。

11 月末で締め切り、チーム数が少ないので、再度、周知しようということで、12 月 5 日ぐらいまで募集期間を延ばして、何とか追加で集まるチームはないかと声掛けもさせてもらいましたが、それでも最終的には見込みよりも少ないというところになっております。

南 委 員

たぶん、今まで参加していたチームが参加しなくなったこともあると思います し、新しいチームができていないので、新しいチームを開拓するため、具体的なこ とはないにしても、駅伝大会がありますので、新しくチームを組んで、参加するこ とを考えませんかと、早い時期からコマーシャルすると、例えば職場の仲間で1回 出てみようかと考えることもあるかと思います。11月に告知、2月に実施と言われ ると、なかなか新しいチームでというのは難しいのかなあと思います。

坂本生涯学習課長

ご指摘の通りだと思います。今年につきましては、開催の決定自体がぎりぎりとなりました。開催、募集しようという決定自体がもう9月末ぐらいでした。

ぎりぎりの時期でもう11月から始めた形だったので、委員のご指摘の通りだと思います。早くからやる方向で、いろいろなところに働きかけをしていくことも、必要かと思います。

山口教育長

他はございませんか。よろしいでしょうか。それでは、定例教育委員会会議を終 了いたします。